

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（平成28年1月28日 区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第10号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（幼稚園型）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「一時預かり事業（幼稚園型）」（以下「事業」という。）とは、次条各号に掲げる対象施設（以下「各施設」という。）で通常の教育時間の前後及び長期休業中に、主として在園児を一時的に預かる事業を言う。

2 この要綱で使用する用語の意義は、支援法、福祉法、一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日付5文科初第2592号及びこ成保第191号。以下「国要綱」という。）及び東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（27生私振第1162号。以下「都要綱」という。）で使用する用語の例による。

（事業に対する補助）

第3条 区は、各施設が次の各号に掲げる事業を実施する場合、当該事業に係る維持管理運営経費の一部を補助する。ただし、当該事業が、他の補助事業により、当該事業に係る維持管理運営経費について補助金の交付を受けている場合は、この限りでない。

（1）幼稚園型Ⅰ－A

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、対象児童について、主として昼間に、対象施設において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

ア 対象施設

対象施設は次に掲げる施設とする。

（ア）私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に規定する学校法人又は学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）

（イ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園

（ウ）東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「都条例」という。）第3条1号に規定される幼稚園型認定こども園

（エ）都条例第3条2号に規定される保育所型認定こども園

(オ) 都条例第3条3号に規定される地方裁量型認定こども園

イ 対象児童

対象施設に在籍する満3歳以上の子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該対象施設において一時的に保護を受ける者（区内に住所を有する者に限る。）

(2) 幼稚園型 I-B

長時間の預かり保育を継続的に必要とする対象児童について、対象施設において長時間の預かり保育を実施する事業

ア 対象施設

対象施設は、私立幼稚園（ただし、子ども・子育て支援新制度への移行の有無は問わないものとする。以下同じ。）とし、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 原則として、教育時間前後に4時間以上（ただし、教育時間との合計が9時間以上）かつ平日5日間及び年間200日以上 of 預かり保育を実施すること。

(イ) 長時間の預かり保育を継続的に利用する者の利用定員を定めること。

(ウ) 対象児童について、月又は年単位の利用申請を受けること。

イ 対象児童

対象施設に在籍する満3歳以上の小学校就学前子どもで、長時間の預かり保育（教育時間前後に4時間以上（ただし、教育時間との合計が9時間以上））を継続的に必要とすると認められる者（区内に住所を有する者に限る。）

(3) 幼稚園型 II

保育を必要とする0～2歳児の受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業

ア 対象施設

私立幼稚園

イ 対象児童

(ア) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして認定を受けた0～2歳児（区内に住所を有する者に限る。）

(イ) 2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(ウ) 受け入れた当該0・1歳児が誕生日を迎えた場合でも、誕生日を迎えた年度末までは継続して誕生日を迎える前の年齢児として受け入れることとする。

(補助要件)

第4条 各施設の設置者又は園長（以下「設置者等」という。）は事業を実施し、運営に要する費用の一部について補助を受けようとする場合には、以下の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 設備等の基準

ア 設備基準及び教育・保育の内容に関する基準は、都要綱第6（1）定める基準とする。

イ 前条第3号に規定する事業については、対象児童が各施設に入園した後においても、引き続き受け入れが可能となるよう、保護者の就労状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。

ウ 前条第3号に規定する事業については、正当な理由がなければ保護者からの利用の申込みを拒んではならない。ただし、受入れ枠を超える申込みがあった場合には各施設において公正な方法により、保育の必要度が高い者から優先して受け入れを行うこと。

(2) 保育室

ア 事業を実施する保育室の面積は、1人あたり1.98㎡以上を確保していること。

イ 教育課程に係る教育時間終了前後の保育室又は遊戯室を使用することができること。

(3) 従事職員

ア 事業に従事する者（以下「従事者」という。）の要件および配置基準は、都要綱第6（2）に定める基準とする。

イ 従事者の常勤又は非常勤の別は問わない。

(4) 定員

事業の定員は、各施設が設定するものとする。ただし、前条第3号の事業を実施する場合は、板橋区と協議の上、定員を設定すること。

(5) 事業の実施日

ア 事業の実施日は、以下に掲げる日を除く毎日とする。

① 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

② 12月29日から1月3日まで

イ 上記の規定に関わらず、各施設が定める休園日は事業を実施しないことができる。

(6) 開園時間

開園時間は、各施設の通常の教育時間を含めて8時間以上とする。

(7) 預かり時間

この事業における児童の預かり時間は、開園時間の範囲内で保護者等と相談した

うえで、各施設が設定するものとする。

(8) 利用申込

各施設の設置者等は、事業の利用を希望する保護者等から、書面にて利用申込を受けるものとする。

(届出)

第5条 この事業を実施する各施設の設置者等は、次の各号の事由に該当する場合、それぞれに定める届出書を、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施届（別記第1号様式）
- (2) 事業の内容を変更するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）内容変更届（別記第2号様式）
- (3) 事業を休止するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）休止届（別記第3号様式）
- (4) 事業を廃止するとき 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）廃止届（別記第4号様式）

2 上記の届出を行う際は、各施設の設置者等は予め板橋区と十分に協議を行わなければならない。

(届出の受理)

第6条 前条に規定した届出書が提出された場合、区長はその内容を確認し、届出内容を受理する場合は板橋区一時預かり事業（幼稚園型）届に係る受理通知書（別記第5号様式）を、受理しない場合はその理由を記した通知を当該設置者等へ交付しなければならない。

(利用料)

第7条 この事業における利用料は各施設の設置者等が設定し、保護者等から徴収するものとする。この場合において、幼稚園型Ⅰ-B及び幼稚園型Ⅱの利用料については、月額で徴収することができる。

2 園児の保育に直接必要なものに要する経費の実費相当額について、各施設の設置者等は、前項の利用料のほか、別に徴収することができる。

3 各施設の設置者等は、利用料額の設定に当たっては、その総額がこの要綱に基づき設置者が交付を受ける補助額を超えない範囲となるよう設定するように努めるものとする。

4 利用料の総額がこの要綱に基づき設置者等が交付を受ける補助額を超える場合は、設置者等は、超過する金額の用途を示す等あらかじめ保護者の理解を得なければならない。

(事業の対象となる特別な支援を要する児童)

第8条 事業の対象児童のうち、在籍する幼稚園等における教育時間内において、健

康面・発達面において特別な支援を要するとして、現に東京都又は板橋区による補助事業等の対象となっている児童その他区が認める障害児を「特別な支援を要する児童」とする。

(補助金の種類及び金額)

第9条 補助金の金額は、別表第1及び別表第2に定める補助額算定基準により算定された額と事業の実施に係る実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、予算の範囲内で交付する。ただし、交付申請額を超えて交付はしない。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする各施設の設置者等は、別に定める期日までに板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付申請書(別記第6号様式)及び板橋区一時預かり事業年間計画書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 区長は、前条の申請書を受領した場合、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

2 前項の場合において、区長が補助金の交付を決定したときは、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付決定通知書(別記第8号様式)により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、当該設置者等に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付決定に際し、条件を付けることができる。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第12条 前条の規定により補助金の交付をした後、事業状況に変更が生じたときは、各施設の設置者等は板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金変更交付申請書(別記第9号様式)に必要な書類を添えて、直ちに区長へ申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付を決定したときは、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金変更交付決定通知書(別記第10号様式)により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、当該設置者等に通知するものとする。

(実施状況報告)

第13条 補助金の交付を受ける各施設の設置者等は毎月、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実施状況報告書(別記第11号様式)に必要な書類を添えて、区が指定する日までに区長へ提出しなければならない。

(実績報告及び交付金額の確定)

第14条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、区が指定する日までに板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実績報告書(別記第12号様式)を区長へ提出するもの

とする。

- 2 区長は、前項の報告書を審査し補助金額を確定するとともに、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金確定通知書(別記第13号様式)により当該設置者等へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定により、確定通知書を受けた各施設の設置者等は、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付請求書(別記第14号様式)を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 区長は、各施設の設置者等が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前号までに掲げるほか、区長が不相当と認めるとき。

- 2 区長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消す際は、速やかにその内容を、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付決定取消通知書(別記第15号様式)により当該設置者等に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その返還を当該設置者等に命じることができる。

- 2 区長は、第14条第2項の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を当該設置者等に命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、補助金の返還を命じられた場合にお

いて、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 第1項又は第2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

（違約加算金の計算）

第19条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、当該命令を受けた設置者等の納付した金額が返還を命じた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規程に基づき交付されている補助金の返還を命じられた設置者等が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（財産処分の制限）

第22条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成27年12月4日内閣府告示第424号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないうで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 区長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより各施設の設置者等に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に返納させることができる。
- 3 各施設の設置者等は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、

事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第23条 各施設の設置者等は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第16号様式)により、速やかに区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(調査)

第24条 区長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、各施設の設置者等から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(関係書類の保管)

第25条 補助金の交付の決定を受けた各施設の設置者等は、補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、各施設の設置者等は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の財産がある場合は、上記期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成27年12月4日内閣府告示第424号)に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(事故報告)

第26条 この事業を実施する各施設の設置者等は、園児に事故、怪我等が発生した場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その状況を補助事業事故報告書(別記第17号様式)により速やかに報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、当該各施設の設置者等に対して適切な指示をするものとする。

(設置者等の努力義務)

第27条 補助金の交付を受けた各施設の設置者等は、一時預かり事業の一層の充実を図るよう努めなければならない。

(その他の事項)

第28条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(委任)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成30年9月10日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は決定の日から施行し、令和2年4月1日以降の申請分から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日以降の申請分から適用する。ただし、2歳児受入事業については、令和4年4月1日以降の申請分から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行し、令和6年4月1日以降の申請分から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式により使用されている書類は、この要綱の改正後の様式によるものとみなす。

別表第1（第9条関係）

1 補助金の単価

(1) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）（幼稚園型I-A、幼稚園型I-B）		
ア 年間延べ利用児童数が2,000人を超える施設		
①	平日	400円
②	長期休業日（8時間未満）	400円
③	長期休業日（8時間以上）	800円
イ 年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設		
①	平日	(1,600,000円 ÷年間延べ利用児童数) -400円（10円未満 切捨て）
②	長期休業日（8時間未満）	400円
③	長期休業日（8時間以上）	800円
(2) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）（幼稚園型I-A、幼稚園型I-B）		800円
(3) 長時間加算（幼稚園I-A、幼稚園型I-B）（※）		
ア (1) ア①、同ア③、同イ①及び同イ③		
①	超えた利用時間が2時間未満	150円
②	超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
③	超えた利用時間が3時間以上	450円
イ (1) ア②及び同イ②		
①	超えた利用時間が2時間未満	100円
②	超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
③	超えた利用時間が3時間以上	300円
(4) 特別な支援を要する児童分（幼稚園I-A、幼稚園型I-B）		
以下のいずれかの要件満たす児童を受け入れており、職員配置基準に基づく職員配置とは別に1人以上教育・保育従事者を配置する場合に適用する。 1 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定子ども園特別支援教育・保育経費）や東京都又は板橋区による補助事業等の対象となっている児童 2 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所		4,000円

	持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると区長が認める児童	
(5) 都単独加算 (幼稚園Ⅰ - B)		
ア	都単独加算Ⅰ 第3条第2号に規定する実施体制を備えた対象施設における対象児童の利用	500円
イ	都単独加算Ⅱ アの実施体制を備え、平日5日間、年間240日以上、11時間以上の預かり保育を実施している対象施設における対象児童の利用	1,000円
(6) 2歳児 (幼稚園型Ⅱ)		
ア	年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設	
	① 基本分 (8時間)	2,650円
	② ①を超えた利用時間が2時間未満	330円
	③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	660円
	④ ①を超えた利用時間が3時間以上	990円
イ	年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設	
	① 基本分 (8時間)	2,250円
	② ①を超えた利用時間が2時間未満	280円
	③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円
	④ ①を超えた利用時間が3時間以上	840円
(7) 1歳児 (幼稚園型Ⅱ)		
	① 基本分 (8時間)	2,250円
	② ①を超えた利用時間が2時間未満	280円
	③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円
	④ ①を超えた利用時間が3時間以上	840円
(8) 0歳児 (幼稚園型Ⅱ)		
	① 基本分 (8時間)	4,500円
	② ①を超えた利用時間が2時間未満	560円
	③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	1,120円
	④ ①を超えた利用時間が3時間以上	1,680円

※ 長時間加算

- (1) ア①②及びイ①②については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、
(1) ア③、同イ③及び(2)については8時間を超えた場合に加算する。

2 単価の算出方法

上記により算出された単価×延べ利用人数

3 保育体制充実加算

(1) 保育体制充実加算Ⅰ

下表の(ア)又は(イ)の要件を満たした上で、(ウ)及び(エ)の要件を満たす区内に所在する施設については、1か所当たり年額2,892,400円を適用する。

(2) 保育体制充実加算Ⅱ

下表の(ア)又は(イ)の要件を満たした上で、(ウ)及び(オ)の要件を満たす区内に所在する施設については、1か所当たり年額1,446,200円を適用する。

(ア) 平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かり保育を実施していること。

(イ) 平日及び長期休業日の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かり保育を実施しているとともに、休日において40日以上(イ)の預かり保育を実施していること。
--

(ウ) 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。

(エ) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。ただし、当該教育・保育従事者の数は2名を下回ってはならない。

(オ) 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。ただし、当該教育・保育従事者の数は2名を下回ってはならない。
--

4 就労支援型施設加算

次の要件を満たす区内に所在する施設に適用する。ただし(3)の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1園あたり年額691,600円とする。

(1) 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かり保育を実施していること。

(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。

(イ) 3以上の市町村から園児を受け入れていること。

(ウ) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること。

(3) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。ただし、施設型給付費の人員と重複してはならない。

1園当たり	年額 1,383,200円
-------	---------------

5 長期休業日を含む通年実施加算（区内に所在する認定こども園に限る。）

以下の要件に該当する区内に所在する認定こども園に対し適用する。

(1) 平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かり保育を実施していること。

(2) 第4条第5号アに掲げる日を除く当該年度の日数のうち、平日及び長期休業日の開所日数が9割以上であること。

1園当たり	年額 2,000,000円
-------	---------------

6 公費支援の総額の上限

幼稚園型Ⅰ-A及びⅠ-Bに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を限度とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受入促進に資する措置（以下（1）又は（2））に係る基準額を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合はこの限りでない。）。

(1) Ⅰ-Aの場合

1 (1) ア③、同イ③、1 (3)、1 (4)、3、4

(2) Ⅰ-Bの場合

1 (1) ア③、同イ③、1 (3)、1 (4)、1 (5)、3、4

別表第2（第9条関係）

(1) 小規模保育施設連携加算

次の要件を全て満たす区内に所在する幼稚園に対し適用する。

(ア) 都要綱第4の2に規定する事業の対象施設として決定していること。

(イ) 対象施設が都内の小規模保育施設との間で、連携にかかる協定等を書面にて締結していること。

(ウ) 対象施設において、小規模保育施設の卒園児の優先利用枠を設け、補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。

(エ) 対象施設において次の(i)から(iii)までの全てを実施し、小規模保育施設の支援に努めることにより、卒園児の受け入れ環境を整備すること。

(i) 小規模保育施設の事業者からの相談に対する保育内容等の助言

(ii) 園庭の開放

(iii) 小規模保育施設との集団保育や施設間の交流保育

(オ) 対象施設において、小規模保育施設との連携に係る教諭を1名配置すること。

1園当たり	年額 4,000,000円
-------	---------------

(2) 2歳児受入加算

次の要件を全て満たす区内に所在する幼稚園に対し、補助額と一時預かり事業の実施に係る実支出額を比較して少ない額を交付する。ただし、交付申請額を超えて交付はしない。

(ア) 週3日、4時間以上の2歳児の受け入れを実施すること。

(イ) 東京都内在住の2歳児で、預かり保育を継続的に必要と認められる者(以下「都対象2歳児」という。)を補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。

(ウ) 補助金交付年度中に都要綱第4の3に規定する事業を実施すること。

(エ) 2歳児の受け入れ可能定員や月または年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図ること。

(オ) 次の(i)から(iii)までの取組を行う教諭を1名配置すること。

(i) 2歳児の受け入れに伴う2歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積

(ii) 3歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備

(iii) 園生活を送る様々な年齢の子どもが快適に過ごすための職員の関わり方、組織体制や環境の整備

(カ) 都対象2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行うこと。

(キ) 在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で2歳児の受け入れを行うこと。

(ク) 保護者からの希望に応じて、3歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制を整備していること。

1園当たり	年額 2,340,000円
-------	---------------

(3) 東京都就労支援型施設加算(事務経費)

次の要件を満たす区内に所在する幼稚園に対し適用する。ただし、追加で配置する職員の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月

に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

(ア)東京都交付要綱第4の2に規定する事業の対象施設として決定していること。

(イ)本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

1か所当たり	年額 1,383,200円
--------	---------------

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名	
所在地	
設置者等	住所
	名称
	代表者名

児童福祉法第34条の12第1項及び児童福祉法施行規則第36条の33第1項の規定により届け出ます。

事業の種類	
事業の内容	
職員の定数及び職務内容	職員数 名 (常勤 名 非常勤 名) (職務の内容を確認できる書類を添付)
主な職員の氏名及び経歴	(書類を添付)
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
利用定員	人
開園時間	時 分から 時 分まで
面積及び構造	施設の面積 m ²
	保育室 m ² [1人当たり m ²]
	乳児室又はほふく室 m ² [1人当たり m ²]
	その他 m ²
	建物の構造 造 階建 (設置図及び平面図を添付)
設備	遊具 ()
	その他 ()
事業開始予定年月日	
条例、定款その他の基本約款	(書類を添付)

備考

- 「事業の内容」欄には、実施する一時預かり事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「主な職員の氏名及び経歴」については、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）内容変更届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の12第2項の規定により届け出ます。

施設の名 称		
施設の所在地		
変更する事項 (該当する事項に レ点を付けてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 設置者等の住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 施設の所在地
	<input type="checkbox"/> 事業の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 利用定員
	<input type="checkbox"/> 職員の定数及び職務内容	<input type="checkbox"/> 面積及び構造
	<input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴	<input type="checkbox"/> 設備
変更内容 (「変更する 事項」に応じ 記載してくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 施設の名 称	<input type="checkbox"/> 条例、定款その他の基本約款
	<input type="checkbox"/> 施設の種 類	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
事業変更年月日		

備考

- 「事業の種類及び内容」の変更の場合は、一時預かり事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。
- 「主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- 「面積及び構造」の変更の場合は、設置図及び平面図を添付してください。
- 「条例、定款その他の基本約款」の変更の場合は、書類を添付してください。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）休止届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者名 氏名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり休止するので、児童福祉法第34条の12第3項及び児童福祉法施行規則第36条の34の規定により届け出ます。

施設の名 称	
施設の所在地	
事業休止年月日	
休 止 理 由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置及び従事職員の処遇について	
事業休止予定期間	

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）廃止届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者名 氏	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止するので、児童福祉法第34条の12第3項及び児童福祉法施行規則第36条の34の規定により届け出ます。

施設の名 称	
施設の所在地	
事業廃止年月日	
廃止理由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置及び従事職員の処遇について	

第5号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）届に係る受理通知書

年 月 日付で届出のあった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）届
（ 届）について内容を審査した結果、届出内容を受理することと決定し
たので通知します。

第6号様式

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付申請書（ 年度）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱第10条の規定により、板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 添付書類 別紙年間計画書のとおり

年度 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金年間計画書
 基礎情報・加算要件確認・額算定

提出日	
施設名	
所在地	
設置者等	住所
	名称
代表者職氏名	

1 基礎情報

(1) 幼稚園型 I 実施体制

■実施日数・時間等

	実施日数（日）	開所時刻	
平日		～	
長期休業日		～	
休日(土日・祝日等)		～	
合計	0		

1週当たり預かり保育実施日数（日）	教育時間（時間）	1日当たり預かり保育時間(時間)

TOKYO子育て 応援幼稚園

都加算単価	該当なし
1日当たりの開所時間が9時間以上、預かり保育年間200日以上実施の場合	500
1日当たりの開所時間が11時間以上、預かり保育年間240日以上実施の場合	1000

■施設当たり年間延べ利用者数

【平日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【平日分+長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数	0

※ 年度当初には、年間延べ利用者数の見込数を入力ください。

※ 「施設当たり年間延べ利用者数」は「在籍園児分」の単価を適用する利用者のみを数え、「在籍園児以外の児童分」および「特別な支援を要する児童分」の単価を適用する利用者は数えません。

※ 年度当初の見込みと実績に差異があり、適用する単価が変わる場合、年度末に補助を増減することで調整することがあります。

平日分適用単価	
施設当たり年間延べ利用者数2000人を →超える場合は○ →超えない場合は人数を記入	0

(2) 幼稚園型 II・都2歳児受入れ 実施体制

■実施日数・時間等

1週当たり預かり保育実施日数（日）	1日当たり預かり保育時間(時間)	利用定員（人）	年間延べ利用者数 ※2歳児以下のみ

幼稚園型 II 申請有無	
-----------------	--

※有の場合で、申請区市町村在住の2歳児を受け入れている場合は、月別利用児童数へ2歳児受入れ実績を記入すること

■以下TOKYO子育て応援幼稚園で、週3日・1日4時間以上の2歳児受入れをしている場合は回答すること。

要件	①週3日、4時間以上の2歳児の受入れを実施している	
	②補助金交付年度中に少なくとも対象児童を3名以上受け入れた実績がある ※対象児童は区市町村が保育の必要性を認めた2歳児（3号認定の2歳児も含む）となります。	
	③補助金交付年度中に幼稚園型 II を実施する又は令和6年度までに幼稚園型 II を実施する計画がある	
	④2歳児の受入れ可能定員や月又は年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図っている	
	⑤次の（1）から（3）までの取組を行う教諭を1名配置している （1）2歳児受入れに伴う2歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積 （2）3歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備 （3）園生活を送る様々な年齢の子供が快適に過ごせるための職員の関わり方、組織体制や環境の整備 ※教諭の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	⑥対象の2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行っている	
	⑦2歳児の受入れに当たって、在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で行っている	
	⑧保護者からの希望があれば、3歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制がある	

2歳児受入れ 都加算	
補助額	
都補助基準額	2,340,000

2 保育体制充実加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施している	
	②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上預かりを実施している	
	③年間延べ利用児童数が2000人超の施設である	
	④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及び八に基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて、もしくは概ね2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者である。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下らない	
	○を選択した要件については、年間を通じて満たしている	

補助額	
国基準額	2,892,400
	1,446,200

3 【国】就労支援型施設加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上の預かり保育を実施している	
	②以下のいずれかの要件を満たしていること。 （1）小規模保育事業等と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください （2）3以上の市町村から園児を受け入れていること （3）一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること	
	③追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	事務職員の配置月数（6月未満・6月以上から選択）	

補助額	
国基準額	

4 小規模保育施設等連携加算（TOKYO子育て応援幼稚園である場合のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	①小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください	
	②連携に係る教員を1名配置している	
	③交付年度中に卒園児を3名以上受け入れる予定である	

補助額	
都補助基準額	4,000,000

5 【都】就労支援型施設加算（TOKYO子育て応援幼稚園である場合のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	事務職員の配置月数（6月未満・6月以上から選択）	

補助額	
国基準額	

6 【区】通年開所加算（区内認定こども園のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かり保育を実施している。	
	土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日、12月29日から1月3日までを除く当該年度の日数のうち、平日及び長期休業日の開所日数が9割以上であること。	

補助額	
区基準額	2,000,000

年度 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）年間計画書 月別利用児童数一覧

No.	施設名称 A	設置 主体 B	幼稚園番号 C	利用定員（人） D		対象 事業 E	対象 児童 F	利用 時間 G	自区市町村延べ利用児童数 H																	単価 I		補助額 J									
				内訳	内訳				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	円	円														
									人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人													
1						幼稚園 型 I A	幼稚園 在籍園児	平日																平日													
								うち長時 間	2時間未満																					うち長時 間	2時間未満	150					
									2～3時間																						2～3時間	300					
									3時間以上																						3時間以上	450					
									長期休業日（8時間未満）																						長期休業日（8時間未満）		400				
									うち長時 間	2時間未満																					うち長時 間	2時間未満	100				
										2～3時間																						2～3時間	200				
										3時間以上																						3時間以上	300				
										長期休業日（8時間以上）																					長期休業日（8時間以上）		800				
										うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	150				
											2～3時間																					2～3時間	300				
											3時間以上																					3時間以上	450				
											休日																				休日		800				
											うち長時 間	2時間未満																			うち長時 間	2時間未満	150				
												2～3時間																				2～3時間	300				
												3時間以上																				3時間以上	450				
											特別な支援を要する児童																				特別な支援を要する児童		4,000				
											合計																				合計						
											幼稚園 型 I B			幼稚園 在籍園児	平日																平日 都加算						
															うち長時 間	2時間未満																		うち長時 間	2時間未満	150	
																2～3時間																			2～3時間	300	
																3時間以上																			3時間以上	450	
																長期休業日（8時間以上）																			長期休業日（8時間以上） 都加算		800
																うち長時 間	2時間未満																		うち長時 間	2時間未満	150
																	2～3時間																			2～3時間	300
																	3時間以上																			3時間以上	450
																休日																			休日 都加算		800
																うち長時 間	2時間未満																		うち長時 間	2時間未満	150
																	2～3時間																			2～3時間	300
																	3時間以上																			3時間以上	450
																特別な支援を要する児童																			特別な支援を要する児童 都加算		4,000
																合計																			合計		
															幼稚園 型 II			2歳児 (3号認 定児童)	基本分																基本分		
												うち長時 間	2時間未満																					うち長時 間	2時間未満		
													2～3時間																						2～3時間		
													3時間以上																						3時間以上		
													長期休業日（8時間以上）																						長期休業日（8時間以上） 都加算		
													うち長時 間	2時間未満																					うち長時 間	2時間未満	280
														2～3時間																						2～3時間	560
														3時間以上																						3時間以上	840
													休日																						休日 都加算		2,250
													うち長時 間	2時間未満																					うち長時 間	2時間未満	560
														2～3時間																						2～3時間	1,120
														3時間以上																						3時間以上	1,680
													特別な支援を要する児童																		特別な支援を要する児童 都加算						
					合計																		合計														
						0歳児 (3号認 定児童)	基本分																基本分		4,500												
							うち長時 間	2時間未満															うち長時 間	2時間未満	560												
								2～3時間																2～3時間	1,120												
								3時間以上																3時間以上	1,680												
							休日																休日 都加算														
							特別な支援を要する児童																特別な支援を要する児童 都加算														
							合計																合計														

(注)

- 「A」欄は、施設名を記入すること。
- 「B」欄は、区市町村の場合は「公立」、その他の場合は「私立」と記入すること。
- 「C」欄は、私立幼稚園（私立幼稚園型認定こども園を含む）及び私立幼保連携型認定こども園の場合に記入すること。
- 「D」欄は、幼稚園型 I 又は幼稚園型 II について、それぞれの利用定員を記入すること。
また幼稚園型 I Bの事業を行う場合は、幼稚園型 I の利用定員の内訳を記入すること。
- 「H」欄の「平日」は、長期休業期間の平日（職員が通常出勤する日）に実施する場合はカウントせず「長期休業日」欄に記入すること。
また、休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、「休日」欄ではなく「平日」欄にカウントすること。
- 「H」欄の「休日」は、H欄の「平日」「長期休業日」にカウントする日以外の実施日をカウントすること。
- 「H」欄で「特別な支援を要する児童」としてカウントした利用児童は、「幼稚園在籍園児」及び「幼稚園非在籍園児」としてはカウントしないこと。
- 幼稚園型 II の「H」欄には、0～2歳児受入れ事業で預かった3号認定を受けた児童の数を入れること。

◆ 延べ利用人数（1/2）

1 幼稚園型 I（在園児）

①平日（教育時間前後の預かり保育時間の合計）

預かり時間	4時間以下	4時間超～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上	合計
※教育時間との合計時間	8時間以下	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数	幼稚園型 I A	0	0	0	0
	幼稚園型 I B		0	0	0
	合計	0	0	0	0
基本分単価	400円				
長時間加算	-	150円	300円	450円	
都加算	-	500円/1000円			

②長期休業日

預かり時間	4時間以下	4時間超～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上	8時間	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数	幼稚園型 I A	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型 I B					0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
基本分単価	400円				800円				
長時間加算	-	100円	200円	300円	-	150円	300円	450円	
都加算	-					500円/1000円			

③休日

預かり時間	8時間以下	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数	幼稚園型 I A	0	0	0	0
	幼稚園型 I B		0	0	0
	合計	0	0	0	0
基本分単価	800円				
長時間加算	-	150円	300円	450円	
都加算	-	500円/1000円			

2 幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童）

対象 延べ 人数	幼稚園 型ⅠA	0
	幼稚園 型ⅠB	0
	合計	0
単価		4000円

3 幼稚園型Ⅱ（2歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた2歳児のみとなります。

預かり 時間	8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計	
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ	0	0	0	0	0
基本分単価	2,250円/2,650円					
長時間加算	-	280円/330円	560円/660円	840円/990円		

4 幼稚園型Ⅱ（1歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた1歳児のみとなります。

預かり 時間	8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計	
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ	0	0	0	0	0
基本分単価	2,250円					
長時間加算	-	280円	560円	840円		

5 幼稚園型Ⅱ（0歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた0歳児のみとなります。

預かり 時間	8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計	
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ	0	0	0	0	0
基本分単価	4,500円					
長時間加算	-	560円	1,120円	1,680円		

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金年間計画書 補助額算定表

運営費に係る「①補助基準額」は支弁台帳により算出された金額となります。

また★のついた加算は、施設所在区市町村へ申請をする際に記入します。（他区市町村に在住する園児分の申請の場合は★のついた加算額の記載は不要）

区分		各補助基準額	①補助基準額	②支出額合計(見込)	③収入額合計(見込)	④補助対象経費 (②-③)	⑤補助額 (①と④を比較して少ない方)
運 営 費	幼稚園型 I A	0	0			0	0
	幼稚園型 I B	0					
	幼稚園型 II	0					
	★都2歳児 受入れ加算						
	★保育体制充 実加算						
	★【国】就労支 援型施設加算						
	★小規模保育 施設連携加算						
	★【都】就労支 援型施設加算						
	★【区】通年開 所加算						
						合計	0

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 補助条件

- （1）板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定を遵守すること。
- （2）園児の利用状況の減少等の理由により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

第10号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 補助条件

- （1）板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定を遵守すること。
- （2）園児の利用状況の減少等の理由により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施状況報告書
 年度 月

（宛先）板橋区長

提出日	
施設名	
所在地	
設置者等	住所
	名称
	代表者職氏名

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）を下記のとおり実施したので報告する。

記

1 利用状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
実人数（区内）							
実人数（区外）							

2 保育実施日

	平日	長期休業日	休日	合計
幼稚園型Ⅰ				0日
幼稚園型Ⅱ				0日

3 幼稚園型Ⅰ（在園児）

①平日（教育時間前後の預かり保育時間の合計）

預かり時間	4時間以下	4時間超～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上	合計
	※教育時間との合計時間	8時間以下	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上
対象延べ人数	幼稚園型ⅠA				
	幼稚園型ⅠB				
	合計				

②長期休業日

預かり時間	4時間以下	4時間超～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上	8時間	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
	対象延べ人数								
幼稚園型ⅠA									
幼稚園型ⅠB									
合計									

③休日

預かり時間	8時間以下	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
	対象延べ人数				
幼稚園型ⅠA					
幼稚園型ⅠB					
合計					

4 幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する園児）

対象 延べ 人数	幼稚園 型ⅠA	
	幼稚園 型ⅠB	
	合計	

5 幼稚園型Ⅱ（2歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた2歳児のみとなります。

預かり 時間		8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ					

6 幼稚園型Ⅱ（1歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた1歳児のみとなります。

預かり 時間		8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ					

7 幼稚園型Ⅱ（0歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた0歳児のみとなります。

預かり 時間		8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ					

8 一時預かり事業（幼稚園型）従事職員について

別紙職員名簿のとおり

9 一時預かり事業（幼稚園型）利用在園児について

別紙園児名簿のとおり

（宛先）板橋区長

提出日		
施設名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者職氏名	

年度 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金実績報告書

令和 年度板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱第14条の規定に基づき、一時預かり事業（幼稚園型）補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

区分	各補助基準額	①補助基準額	②支出額合計	③収入額合計	④補助対象経費 (②-③)	⑤既交付決定額		
運営費	幼稚園型 I A	0						
	幼稚園型 I B	0						
	幼稚園型 II	0						
	★都2歳児受入れ加算		0			0		
	★保育体制充実加算							
	★【国】就労支援型施設加算							
	★小規模保育施設連携加算							
	★【都】就労支援型施設加算							
★【区】通年開所加算								
⑥補助額（①と④を比較して少ない方（ただし、⑤が上限額））							0	

運営費に係る「①補助基準額」は支弁台帳により算出された金額となります。

また★のついた加算は、施設所在区市町村へ申請をする際に記入します。（他区市町村に在住する園児分の申請の場合は★のついた加算額の記載は不要）

◆ 延べ利用人数（1/2）

1 幼稚園型 I（在園児）

①平日（教育時間前後の預かり保育時間の合計）

預かり時間	4時間以下	4時間超～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上	合計
※教育時間との合計時間	8時間以下	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数	幼稚園型 I A	0	0	0	0
	幼稚園型 I B		0	0	0
	合計	0	0	0	0
基本分単価	400円				
長時間加算	-	150円	300円	450円	
都加算	-	500円/1000円			

②長期休業日

預かり時間	4時間以下	4時間超～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上	8時間	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数	幼稚園型 I A	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型 I B					0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
基本分単価	400円				800円				
長時間加算	-	100円	200円	300円	-	150円	300円	450円	
都加算	-					500円/1000円			

③休日

預かり時間	8時間以下	8時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数	幼稚園型 I A	0	0	0	0
	幼稚園型 I B		0	0	0
	合計	0	0	0	0
基本分単価	800円				
長時間加算	-	150円	300円	450円	
都加算	-	500円/1000円			

2 幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童）

対象 延べ 人数	幼稚園 型ⅠA	0
	幼稚園 型ⅠB	0
	合計	0
単価		4000円

3 幼稚園型Ⅱ（2歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた2歳児のみとなります。

預かり 時間		8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ	0	0	0	0	0
基本分単価		2,250円/2,650円				
長時間加算		-	280円/330円	560円/660円	840円/990円	

4 幼稚園型Ⅱ（1歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた1歳児のみとなります。

預かり 時間		8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ	0	0	0	0	0
基本分単価		2,250円				
長時間加算		-	280円	560円	840円	

5 幼稚園型Ⅱ（0歳児（3号認定）の受入れ）

※ 対象は3号認定を受けた0歳児のみとなります。

預かり 時間		8時間 以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間以上 ～ 11時間未満	11時間 以上	合計
対象 延べ 人数	幼稚園 型Ⅱ	0	0	0	0	0
基本分単価		4,500円				
長時間加算		-	560円	1,120円	1,680円	

年度 板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金実績報告書
基礎情報・加算要件確認・額算定

提出日	
施設名	
所在地	
設置者等	住所
	名称
代表者職氏名	

1 基礎情報

(1) 幼稚園型Ⅰ 実施体制

■実施日数・時間等

	実施日数（日）	開所時刻	
平日		～	
長期休業日		～	
休日(土日・祝日等)		～	
合計	0		

1週当たり預かり保育実施日数（日）	教育時間（時間）	1日当たり預かり保育時間(時間)

TOKYO子育て 応援幼稚園

都加算単価	該当なし
1日当たりの開所時間が9時間以上、預かり保育年間200日以上実施の場合	500
1日当たりの開所時間が11時間以上、預かり保育年間240日以上実施の場合	1000

■施設当たり年間延べ利用者数

【平日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【平日分+長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数	0

※ 年度当初には、年間延べ利用者数の見込数を入力ください。

※ 「施設当たり年間延べ利用者数」は「在籍園児分」の単価を適用する利用者のみを数え、「在籍園児以外の児童分」および「特別な支援を要する児童分」の単価を適用する利用者は数えません。

※ 年度当初の見込みと実績に差異があり、適用する単価が変わる場合、年度末に補助を増減することで調整することがあります。

平日分適用単価	
施設当たり年間延べ利用者数2000人を →超える場合は○ →超えない場合は人数を記入	0

(2) 幼稚園型Ⅱ・都2歳児受入れ 実施体制

■実施日数・時間等

1週当たり預かり保育実施日数（日）	1日当たり預かり保育時間(時間)	利用定員（人）	年間延べ利用者数 ※2歳児以下のみ

幼稚園型Ⅱ 申請有無	
---------------	--

※有の場合で、申請区市町村在住の2歳児を受け入れている場合は、月別利用児童数へ2歳児受入れ実績を記入すること

■以下TOKYO子育て応援幼稚園で、週3日・1日4時間以上の2歳児受入れをしている場合は回答すること。

要件	①週3日、4時間以上の2歳児の受入れを実施している	
	②補助金交付年度中に少なくとも対象児童を3名以上受け入れた実績がある ※対象児童は区市町村が保育の必要性を認めた2歳児（3号認定の2歳児も含む）となります。	
	③補助金交付年度中に幼稚園型Ⅱを実施する又は令和6年度までに幼稚園型Ⅱを実施する計画がある	
	④2歳児の受入れ可能定員や月又は年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図っている	
	⑤次の（1）から（3）までの取組を行う教諭を1名配置している （1）2歳児受入れに伴う2歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積 （2）3歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備 （3）園生活を送る様々な年齢の子供が快適に過ごせるための職員の関わり方、組織体制や環境の整備 ※教諭の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	⑥対象の2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行っている	
	⑦2歳児の受入れに当たって、在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で行っている	
	⑧保護者からの希望があれば、3歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制がある	

2歳児受入れ 都加算	
補助額	
都補助基準額	2,340,000

2 保育体制充実加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施している	
	②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上預かりを実施している	
	③年間延べ利用児童数が2000人超の施設である	
	④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及び八に基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて、もしくは概ね2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者である。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下らない	
	○を選択した要件については、年間を通じて満たしている	

補助額	
国基準額	2,892,400
	1,446,200

3 【国】就労支援型施設加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上の預かり保育を実施している	
	②以下のいずれかの要件を満たしていること。 （1）小規模保育事業等と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください （2）3以上の市町村から園児を受け入れていること （3）一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること	
	③追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	事務職員の配置月数（6月未満・6月以上から選択）	

補助額	
国基準額	

4 小規模保育施設等連携加算（TOKYO子育て応援幼稚園である場合のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	①小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください	
	②連携に係る教員を1名配置している	
	③交付年度中に卒園児を3名以上受け入れる予定である	

補助額	
都補助基準額	4,000,000

5 【都】就労支援型施設加算（TOKYO子育て応援幼稚園である場合のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	事務職員の配置月数（6月未満・6月以上から選択）	

補助額	
国基準額	

6 【区】通年開所加算（区内認定こども園のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

要件	平日及び長期休業日の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かり保育を実施している。	
	土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日、12月29日から1月3日までを除く当該年度の日数のうち、平日及び長期休業日の開所日数が9割以上であること。	

補助額	
区基準額	2,000,000

No.	施設名称 A	設置 主体 B	幼稚園番号 C	利用定員（人） D	対象 事業 E	対象 児童 F	利用 時間 G	自区市町村延べ利用児童数 H																単価 I		補助額 J									
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	円	円													
1		私立		内訳	幼稚園 型 I A	幼稚園 在籍園児	平日															平日													
							うち長時 間	2時間未満																			うち長時 間	2時間未満	150						
								2～3時間																				2～3時間	300						
								3時間以上																				3時間以上	450						
							長期休業日（8時間未満）																				長期休業日（8時間未満）		400						
							うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	100					
								2～3時間																					2～3時間	200					
								3時間以上																					3時間以上	300					
							長期休業日（8時間以上）																					長期休業日（8時間以上）		800					
							うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	150					
								2～3時間																					2～3時間	300					
								3時間以上																					3時間以上	450					
							休日																					休日		800					
							うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	150					
								2～3時間																					2～3時間	300					
								3時間以上																					3時間以上	450					
							特別な支援を要する児童																					特別な支援を要する児童		4,000					
							合計																					合計							
									幼稚園 型 I B	幼稚園 在籍園児	平日															平日 都加算									
											うち長時 間	2時間未満																			うち長時 間	2時間未満	150		
												2～3時間																				2～3時間	300		
												3時間以上																				3時間以上	450		
											長期休業日（8時間以上）																				長期休業日（8時間以上） 都加算		800		
											うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	150	
												2～3時間																					2～3時間	300	
												3時間以上																					3時間以上	450	
											休日																					休日 都加算		800	
											うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	150	
												2～3時間																					2～3時間	300	
												3時間以上																					3時間以上	450	
											特別な支援を要する児童																					特別な支援を要する児童 都加算		4,000	
											合計																					国基準額 計			
																																	都基準額 計		
																																	合計		
																幼稚園 型 II	2歳児 （3号認 定児童）	基本分															基本分		
																		うち長時 間	2時間未満																
2～3時間																											2～3時間								
3時間以上																										3時間以上									
1歳児 （3号認 定児童）	基本分																										基本分	2,250							
	うち長時 間	2時間未満																										うち長時 間	2時間未満	280					
		2～3時間																											2～3時間	560					
3時間以上																											3時間以上		840						
0歳児 （3号認 定児童）	基本分																										基本分	4,500							
	うち長時 間	2時間未満																				うち長時 間	2時間未満	560											
		2～3時間																					2～3時間	1,120											
3時間以上																					3時間以上		1,680												
合計																					合計														

(注)

- 「A」欄は、施設名を記入すること。
- 「B」欄は、区市町村の場合は「公立」、その他の場合は「私立」と記入すること。
- 「C」欄は、私立幼稚園（私立幼稚園型認定こども園を含む）及び私立幼保連携型認定こども園の場合に記入すること。
- 「D」欄は、幼稚園型 I 又は幼稚園型 II について、それぞれの利用定員を記入すること。
また幼稚園型 I Bの事業を行う場合は、幼稚園型 I の利用定員の内訳を記入すること。
- 「H」欄の「平日」は、長期休業期間の平日（職員が通常出勤する日）に実施する場合はカウントせず「長期休業日」欄に記入すること。
また、休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、「休日」欄ではなく「平日」欄にカウントすること。
- 「H」欄の「休日」は、H欄の「平日」「長期休業日」にカウントする日以外の実施日をカウントすること。
- 「H」欄で「特別な支援を要する児童」としてカウントした利用児童は、「幼稚園在籍園児」及び「幼稚園非在籍園児」としてはカウントしないこと。
- 幼稚園型 II の「H」欄には、0～2歳児受入れ事業で預かった3号認定を受けた児童の数を記入すること。

第13号様式

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金確定通知書

（ 年度）

年 月 日付け板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書に基づき、板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金の額を下記のとおり確定したため、通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

補助金交付決定金額	円
補助金確定額	円

板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付請求書

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
----	----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、年 月 日付け 第 号により交付額が確定された 年度板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金として、上記金額を請求する。

(宛先)東京都板橋区長

年 月 日

幼稚園名	
所在地	
設置者等	住所
	名称
	代表者名 氏

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付額の確定があった板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 添付資料

上記2の金額の積算内訳等参考となる書類

板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金補助事業事故報告書

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金に係る補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1 事故内容

2 理由

3 事故に対する措置

4 事故が補助事業に及ぼす影響

5 備考